

乗るた
妨害し

に28
行方不
者全責
る。朴
らの行
行動に
り、捜
を与え



ダイビング事故 元ガイドに無罪

札幌地裁

2009年、沖縄県でダイビング中に注意義務を怠って客に傷害を負わせたとして、業務上過失致傷罪に問われた元ダイビング店経営の札幌市の無職女性(53)の判決公判が15日、札幌地裁であった。田尻克己裁判長は無罪(求刑罰金30万円)を言い渡した。

判決理由で田尻裁判長は「被告が客の近くにも異常に気付けたとは認められず、仮に対処したとしても溺れた可能性は残る」と



指摘した。

判決によると女性は09年4月、沖縄県座間味村付近の海中で客3人を引率し、ガイドとしてダイビングを実施。女性客1人が途中で溺れ、一命は取り留めたが腕などに障害が残った。

那覇地検は女性をいったん不起訴処分としたが、那覇検察審査会は不起訴不当と議決。那覇地検は再捜査し、12年7月に在宅起訴した。その後、那覇地裁が女性の現住地を管轄する札幌地裁への移送を決めた。

札幌地検の浦田啓一次席検事は「上級庁と協議の上、適切に対応してまいりたい」とコメントを出した。

苦小牧 自己破

【苦小牧

南口で商業前ブラザエっていたサン佐藤秀文代月に札幌地破産申請を付で却下し分かった。14日付で

護士が債権下の決定を送付した。同社は破産予納金と地裁に支払